1月25日(火)告示

12月10日任期満了に伴う松前町長選挙が、11月30日(日)に行われます。 あなたの一票を大切に、必ず投票しましょう。

投票区	投票所	区域
第1投票区	黒田保育所	南黒田·北黒田
第2投票区	松前小学校体育館	宗意原·新立
第3投票区	松前保育所	本村·筒井·社宅
第4投票区	二名保育所	徳丸·中川原·出作
第5投票区	東公民館	神崎·鶴吉
第6投票区	小富士保育所	横田·大溝·永田·東古泉
第7投票区	白鶴保育所	大間·上高柳·恵久美
第8投票区	北公民館	昌農内·西高柳·西古泉
第9投票区	北川原集会所	北川原·塩屋

投票区と投票所

日以前に転入届をした方)

は、 ②平成15年8月24日以前から住民基本台 ことが必要です。 ①昭和58年12月1日以前に生まれた方 帳に記載されている方(他の市町村か らの転入者にあっては平成15年8月24 松前町選挙人名簿に登録されているの 次の要件を満たしている方です。

投票できる方は

のほかに、選挙人名簿に登録されている 20歳以上の日本国民であるという要件

害の程度が次の1か2に該当する方は、

身体障害者手帳の交付を受け、

その障

自宅で投票(郵便投票)ができます。

障害で、手帳に1級もしくは2級と記

両方の足、体幹もしくは移動機能の

2

載されている方。

腸もしくは小腸の障害で、手帳に1級

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、

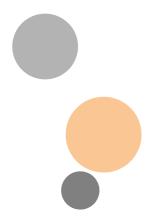
直

もしくは3級と記載されている方。

※障害の程度が前記と同程度でありなが が必要です。 その障害の程度を証明した知事の書面 手帳の記載が明らかでない場合は、

※投票するためには、 ※投票用紙の請求期限は投票日前4日 効期間7年)が必要です。 郵便投票証明書 11

月26日(水)) までです。



郵便による不在者投票制度